

リース取引等における 消費税率改定の取扱について

改正消費税に基づき、施行日（2019年10月1日予定）以後のリース料等にかかわる消費税は、以下の通りになります。

1. ファイナンス・リース契約

施行日前に契約開始したお支払中のリース料に係る消費税率は施行日以後も変更がありません。
施行日以後に契約開始するリース料に係る消費税率は10%が適用されます。

① 契約日が2008年3月31日以前

…**現在適用中の消費税率（5%または8%）が継続されます。**

税務上、「資産の貸付」として取り扱われますが、「資産の貸付に係る経過措置」の適用要件を満たすため、施行日以後も現在適用中の消費税率が適用されます。

② 契約日が2008年4月1日以後

…**契約開始時点の消費税率（5%、8%、10%）が適用されます。**

税務上、「資産の譲渡(売買)」として取り扱われます。

2. 割賦販売契約

契約開始時点の**消費税率（契約開始日により5%、8%、10%）が適用されます。**

3. オペレーティングリース（資産の貸付）契約

施行日以後に支払日が到来するリース料から**新税率（10%）が適用されます。**

4. 再リース契約

施行日以後に開始または支払日が到来する再リース契約（再リース料）から**新税率（10%）が適用されます。**

但し、経過措置適用の際に基準となる2019年4月1日以降から施行日以前に再リース契約を行い分割支払が開始された場合は異なります。詳細は当社までお問い合わせください。

ファイナンスリース取引

物件借受日 (リース開始日)	リース料に係る消費税率	
2008年4月1日～ 2014年3月31日	リース料に係る消費税率 *2019年10月1日以後のリース料に係る 消費税率も5%です	5%
2014年4月1日～ 2019年9月30日	リース料に係る消費税率 *2019年10月1日以後のリース料に係る 消費税率も8%です	8%
2019年10月1日 ～	リース料に係る 消費税率	10%

2014年
4月1日

2019年
10月1日



Lease system for active and clever business

松江リース株式会社